

フーヴァー大統領の不況対策 (六)

尾 上 一 雄

前号に続き、フーヴァーの提案に従って銀行家によって設立された全国信用会社(National Credit Corporation)は一時的に銀行危機をやわらげただけで、十一月(一九三二年)の終わりに事態はフーヴァーが回顧録の中で「不況の第四の局面」と書いたものに入り、不況がいよいよ深刻化して行った時フーヴァーが示した対策を見ることにする。

フーヴァーは「なにもしようとしなかった」或いは「なにもしなかった」と余りにしばしば多くの人によって言われているが、それらは事実に反する。確かに、彼は不況の進展を阻止するのに効果のある対策を実施し得なかった、と言うことはできるだろう。「なにもしなかった」ということ、特に「なにもしようとしなかった」ということと、行おうと努めても「なし得なかった」ということとは、結果から見れば同じに見えても、彼の意志や意図を問題にしたいわれわれにとっては明らかに別のことである。われわれは、まず、彼が示した対策を見なければならぬ。そして、次に、なぜそれらの多くが実施されなかったかというところを見なければならぬ。そこで、われわれは、不況対策も政争の具にされた事実を見いだすであろう。彼が提案した対策のうち実施された

フーヴァー大統領の不況対策(外)

ものもあることは、アメリカ史の研究者なら知っているはずである。しかし、それらは大きな効果が期待されるはずのない弥縫策に過ぎなかった、或いは遅すぎたと評されている。その理由も知らねばならない。フーヴァーが実施しようとした対策が完全なものであったと言うつもりはない。彼が考えた対策のすべてが彼が望んだように実施されたとしても、それだけで不況を克服できたとは断言できない。しかし、それによって不況の進展はか
なり阻止されたであろう。そして、なお国民が一九三二年の大統領選挙の際にフランクリン・D・ローズヴェルトを選んだとしても、彼のニュー・ディールをもっと影の薄いものにしたであろう。

また、フーヴァーが「不況の第四の局面」(一九三一年十一月末—三二年七月)と呼んだ事態の初期の段階において彼が示した立法計画のなかに、ニュー・ディールを通じて実現されることになる重要な「改革」のいくつかの骨子を発見することができるのも誠に興味深い。

前号までに注で掲げたことがある参考文献を更に本号で最初に掲げる場合は、著者名・編者名のほか書名を明記したが、副題、発行所、発行年等は省略した。

一

一九三一年十月下旬には、彼の提案に従った銀行家による全国信用会社の設立(実際に業務を開始したのは十一月上旬であったが)とその他の彼の提案の公表によって、「われわれは外国からの打撃に耐えることができるという確信を回復し始め、外国人も、合衆国はイギリスのように金融面で破滅するという危惧をすててしまった」とフーヴァーは回顧録の中で書いている。⁽¹⁾十一月の第一週の週末には、彼は満足していると新聞記者に語ることがで

きた。支払停止を行なう銀行は十月中の最高時の一日二十五行から平均七行に減少して来た。シカゴで十月五日には一ブッシュェル当たり四十四セント足らずであった小麦価格は六十一セントに回復し、綿花価格も顕著な回復を示した。⁽²⁾ 事態は回復の一路をたどるように思われた。「銀行の破産は〔その預金総額において〕十月には四億五〇〇〇万ドルであったのに対して十一月には不況前の銀行の標準死亡率ぐらいに減少した。通貨の退蔵は二億四五〇〇万ドルという十月の水準から十一月には事実上ゼロに減少した。十月中には三億三七〇〇万ドルに上った外国人への『恐怖の金』の流出は、十一月には八九〇〇万ドルの流入に変わった。工業普通株はほぼ四〇％上昇した。小麦の価格は（連邦農務局の援助で）一カ月のうちにほぼ五〇％上昇した。かくして、急速に恐慌に近づきつつあった激しい危機は回避された」と彼は回顧録の中で述べている。⁽³⁾ 彼が十一月における銀行の破産は不況前の銀行の標準死亡率ぐらいに減少したと述べていることは事実⁽⁴⁾に反する（一九三一年十一月には約二万一千あった銀行のうち一七五行——その預金総額は〇・八六億ドル——が破産したが、一九二二—二八年における銀行の破産数は後により詳しく述べるが、約二万九千行中、月間平均約五十二行——その預金総額は〇・一五五億ドル——であった⁽⁴⁾）、通貨の退蔵が十一月には事実上ゼロになったということも誇張と言える（金の流入出に關する数字はほぼ正確である）が、ともかく彼は、不況はどん底を通過し景気は好転すると見、「議会に非常に広汎な金融上の立法を要求する必要はないと思ひ、改革と、危機がわれわれになおざりを強いていた公共の利益のためのその他の処置にわれわれの精力を向けることができる時が来たという希望もいだき始めた⁽⁵⁾」のである。

全国信用会社は不況の進展をくいとめる能力を持つものでなかっただけでなく、銀行危機を克服する力もなかったことは、前号に示したところである。それを「預金者の恐怖を静め、彼等にアメリカの銀行は協力して銀行

フーヴァー大統領の不況対策(内)

制度の弱点を補強することができるという心理上のトリック⁽⁶⁾と言うのは言い過ぎであろうが、前号で述べたように、大多数の銀行家にも一般国民にも、それは議会が銀行救済機関を創設することができるまでの寿命しかないものだと思いられていたのであり、一時的効果しか期待できないものであった。それは銀行預金者の恐怖をやらわらせたと言える。いずれにせよ、そのような効果は、長く見ても一カ月しか続かなかった。彼は、ヨーロッパの経済状態全体の根底が彼が恐れていたよりも悪かった、もし一年前にその実情を正確に知っていたら、もっと効果的な対策が講じられていただろうと後になっても述べており、⁽⁷⁾アメリカにおける不況の進展はなによりヨーロッパの経済状態の悪化によるものと考えていたが、ヨーロッパの経済状態の改善を通じてアメリカにおける不況の進展をくいとめることはもはや不可能と知っていたことは前号に掲げたアメリカは「今や世界の安定のヴェルダンである」という彼の言葉から明らかであろう。

彼は事態が好転したと思われる時、十一月十三日に、十月上旬に銀行、保険会社、不動産抵当会社の代表などの金融界の指導的な人々との会合や議員たちとの会合で示した前号で触れたような抵当証書割引銀行制度 (a system of Mortgage Discount Banks) 設置の提案 (最終的には保険会社、不動産抵当会社などによって出資されることにするが、まず政府からの前貸しによって調達される資本金を持つ十二の抵当証書割引銀行と、それを全国的に統轄する中央機関を設ける提案) に対して議員たちと金融業者とくに銀行・保険会社の代表の反対が強く、縮小することにした住宅ローン割引銀行制度 (a system of Home Loan Discount Banks) ——住宅および都市と農村の住宅のために用いられる不動産を抵当流れから救済するとともに多くの不動産抵当金融機関の破産を防止するのみならず、住宅所有を促進し、住宅建設における雇用を増加させるため、五〇〇万ドルないし三〇〇〇万ドルの資本金を持つ十二

の住宅ローン割引銀行を連邦住宅ローン局 (Federal Home Loan Board) の指導の下での設置——を提案した。⁽⁸⁾ このような彼のプランも、更に縮小されて、八カ月後に、ようやく立法化されるにいたるのであるが、彼は経済危機の増大に直面して十二月初めから翌年の初めにわたって、それを含む一連の「経済的防衛と復興の方策」を実施するための立法を勧告し要請している。

彼がそう呼んだ、そのような「十八項目の連邦立法計画」は次の通りである。⁽⁹⁾

(1) 連邦政府の支出の節約と増税による予算の均衡。彼自身の言葉によれば(以下各項で、かぎ括弧を付けて述べたものは、彼が回顧録の中で、これらの十八項目を列挙した際に述べている言葉をそのまま引用したものである)、「われわれ(合衆国政府)の租税収入は半分以上減少してしまい、われわれは年間二〇億ドルの赤字に直面した。アメリカの政府の安定が世界で第一に必要なことであるので、私は「政府の」通常支出の徹底的な減少と延期および増税によって予算を均衡させることを提案した。」

(2) 復興金融公社 (Reconstruction Finance Corporation) の創設。「政府が公共社会の必要に応じることができ、そのことを国家が絶対に保証されるように、五億ドルの資本金を持ち、国庫が民間の財源のいずれかから三〇億ドルまで借入れる権限を持つ復興金融公社の設置を、緊急措置として提案した。これらの資金は次の目的のために用いられるべきであった。」

(a) 不況の間、既存の銀行から与えられない農作物および家畜などの生産のための貸付を行なう農業信用銀行制度 (a system of agricultural credit banks) を設置し、「これに」融資するため。

(b) 現在ある農民のための連邦中期信用銀行 (Farmers' Intermediate Credit Banks) に対して、それらの銀行フーヴァー大統領の不況対策)

フーヴァー大統領の不況対策(内)

が農作物の市場取引のために融資することができるよう貸付を行なうため。

(c) 建築および貸金組合 (Building and loan associations)、貯蓄銀行、保険会社およびその他の不動産抵当機関に対して、それらが抵当権の実行を延期することができるように貸付を行なうため。

(d) 『そのような貸付が信用機構を保護し、雇用を刺激する場合に、それ以外では融資を受けることができない』銀行および「その他の」金融機関に貸付を行なうため。

(e) 鉄道会社に対して、破産を防止するため貸付を行なうため。

(f) 農民と失業者を助ける輸出入に融資するため。

(g) 雇用と工場設備の能率を増進させるように工場や公益事業の近代化と建設に融資するため。

(h) 閉鎖された銀行に対して、その預金がいこれらの銀行の清算あるいは改組まで凍結されたために困窮している多数の家族や小企業が預金の一部分でも払戻しを受けることができるようにするよう、それらの健全な資産を担保として貸付を行なうため。」

(3) 連邦準備銀行の再割引適格手形の範囲の拡張。「小さな或いは大きな事業貸付ビジネス・ローンを与える銀行の能力を広げるように、連邦準備銀行における「連邦準備制度」加盟銀行に対する貸付の「ための手形の」割引の適格要件を、非常事態の間、寛大にすること。」

(4) 通貨発行の準備の一部として政府証券の適格化。「われわれの金の供給の変動の埋合わせをし、われわれが金体位制の放棄を強いられることを防止するように、政府証券を通貨(連邦準備券)準備の一部として暫定的に適格とすること。」

(5) 連邦準備銀行に公開市場操作と割引率引下げによる大規模な信用膨張を行なう権限の付与。「外国の〔資金の〕引上げによって起こされる信用逼迫に対処するため、連邦準備銀行に、公開市場操作と割引率の引下げによって信用クレディットを一そう膨張させる権限を与えること。われわれは、〔連邦〕準備〔制度〕の措置がブームを止めることに役立たなかったということを知っていたが、それが不況時において信用を膨張させることによって効果を挙げることを期待した。」

(6) 破産法の改正。「実業会社の改組と、それらの事業を破滅させることなく個々のものの圧倒するような債務を清算することを容易にし促進するための破産法の改正。」

(7) 株式取引所と株式の発行取引慣行 (stock promotion practices) の改革。

(8) 銀行制度の即刻の改革。「私は『信用クレジットの流れが中断をうけない』ように、『われわれの国民は、自分たちの預金^①が保護される銀行制度を持つ権利がある。』と述べた。」

(9) 連邦土地銀行 (Federal Land Banks) の増資と貸出し条件の緩和。「連邦土地銀行に、それを用いて契約期間が満了した農地抵当権を譲り受けるため貸出し能力を一〇億ドル拡張することを許すように、その増資に対して政府が応募すること、および抵当権にしばられている農民により多くの機会を与えるように、これらの銀行の若干の〔貸出しに関する〕規則を緩和すること。」

(10) 連邦農務局 (Federal Farm Board) の活動の継続。「農産物の恐慌的な投売りに対抗して農産物価格の安定を図り、農業協同組合に貸付を行なうことの継続。」

(11) 全国的な抵当証書割引銀行制度の基礎として住宅抵当を保護する住宅ローン割引銀行制度 (a system of

フーヴァー大統領の不況対策 ④)

フーヴァー大統領の不況対策 (六)

Home Loan Discount Banks) の創設。

(12) 困窮家族救済のための全国・州・地方委員会のシステムの継続。

「(a) 彼等の援助を求めるための社会的宣伝^{プロパガンダ}の拡大。

(b) 救済委員会によって配給されるため、連邦農務局のストックから小麦八五〇〇万ブッシェルと綿花五〇万ペイルの流用。

(c) 一九三二年の春の初め、困窮家族を直接救済するための州および地方の委員会の資力が非常に苦しくなった時、州による追加支出があることを条件として州を援助し、われわれの救済委員会を通じて支出される三億ドルの支出〔の承認〕を獲得した。

(d) 通常の連邦土木事業（財務省が直接管理するもの）のため六億ドルないし七億ドルの支出金。

(e) 前記(2)の(g)のためと、公共団体に対して貧民窟の掃除を含む『再生産的な』公共土木事業のために、一八億ドルまで貸付を行なう権限を復興金融公社に付与すること。

(f) われわれの全国的失業救済機関の総経費のための支出金。」

(13) 州際商業委員金 (Interstate Commerce Commission) によって勧告されるように健全な金融的基礎の上での鉄道業の再編成。

(14) 州際電力料金と公益事業金融を規制する権限の獲得。

(15) 政府間債務の支払猶予（フーヴァー・モラトリアム）の批准。

(16) 世界の経済的復興を促進するための諸外国政府との協力。「これは、これらの債務に関する諸問題に

就いて調査し、議会に報告する、以前の世界大戦戦債委員会 (the former World War Debt Commission) の再設置を含んでいた。」

(17) 通貨の安定と通商障壁の引下げのための世界経済会議へのアメリカ代表派遣の費用の支出。

(18) 経済節約と能率増進のため、政府の部局の統合や廃止を行ない、その他の行政改革を行なう権限の獲得。

なお、ここで特に補足しておきたい重要なことがある。右の十八項目の(8)の「銀行制度の即刻の改革」に就いてであるが、彼の意図を示すために引用した彼の言葉から明らかのように、彼は国民が「自分たちの預金が保護される銀行制度」を持つようにするための銀行制度の改革を議会に要請したのである。国民の銀行預金の保護は根本的には銀行破産の防止であり、銀行破産を生じさせるようなアメリカの銀行制度を改革するのが彼の目的であった。しかし、回顧録の中の、右に示した十八項目が列挙されている箇所では、それに就いての彼のプランは述べられていない。そこで、これに関する彼のプランを簡単に示しておこう。彼は後に述べる一九三一年の年次教書の中で銀行法の改正の勧告を行なった際に具体的な要請を付け加えているが(四四ページ)、一そう具体的な、かつ積極的なプランを翌年一月二十八日に上院の銀行・通貨委員会の共和党の委員たちに示し、銀行制度を改正する法律案はその主要な特色として次の事項を含むべきであると強く主張している。⁶⁰

(a) すべての商業銀行を——即ち加盟を義務づけられている国法銀行ばかりでなく、州法銀行もすべて——連邦準備制度に強制的に加盟させること。

(b) 連邦準備制度によるすべての商業銀行の検査を実施させること。

(c) 株式発行業務(会社設立業務)を行なう付属部門や子会社を銀行から漸次分離させること。

フーヴァー大統領の不況対策(六)

フーヴァー大統領の不況対策 (丙)

- (d) 要求払い預金の銀行 (demand deposit banks) に長期信用を行なわせないようにすること。
- (e) 貯蓄および長期信用機関を要求払い預金機関から分離させること。
- (f) 他に適当な金融機関があるところでは、既存の銀行の買収による以外は新しい支店を設置できないというような適当な制限の下で、国法銀行による州範囲での支店銀行制度 (branch banking) を設けること。
- (g) 抵当証券割引銀行制度を設けること。

これら、特に (a) - (f) は、後に (次号) で述べるように、アメリカの銀行制度の欠陥や弊害によく着目し (彼は多くの銀行家や学者のアドヴァイスを受けたと言っているが)、それらを補い、是正しようとしたものであり、充分注目に値するものである。

これらの計画が直ちに、完全に、彼の希望を充分満足させるように立法化されたとしても、不況の克服は困難であったと言えるだろう。失業救済のため遙かに大規模な公共土木事業が計画されるべきではなかったか。農産物価格の下落に苦しむ農民のため、協同組合に対する融資を通じて行なう農産物の販売のコントロールやストックの取得によって価格の安定を図ろうとした連邦農務局方式にもはや見切りをつけて、生産量の統制によって価格を引上げるニュー・ディール下における農業調整局によって始められるような生産調整が計画されるべきではなかったか。フーヴァーは、十二月十四日にワグナー上院議員 (ニューヨーク州選出、民主党員) が公共土木事業費を二〇億ドル増額することを求めているも耳をかさなかった。彼は赤字の増加を極度に恐れる均衡予算主義者であった。合衆国政府は、世界の安定のために、財政的に安定したものでなければならなかった。また、合衆国政府は、彼の政治哲学によれば、農業生産に対しても、工業生産に対しても制限を加える権限はないものであった。

前号に示した十二月十九日に合衆国商業会議所によって発表された政府の監督と強制の下での企業連合体による生産調整のプランでさえ、国家をファシズムに駆立てるものと考えられた。右に掲げた彼の「十八項目の立法計画」は、直ちに、完全に、彼の希望を十分に満足させるように立法化されたとしても、「経済的防衛と復興」のうち、特に「復興」にはめざましい効果があつたとは言えないだろう。しかし、「経済的防衛」にはかなり役立つ、不況の進展を阻止するのに大きな効果を發揮し得たように思われる。少なくとも、あの激しい一九三三年春の銀行恐慌とそれに基づく恐るべき経済的崩壊は予防されたものではあるまいか。ただし、それは、彼の計画が直ちに、完全に、その効果を充分に發揮し得るよう立法化されたとしてのことである。

彼の「計画」は完全に立法化されたとは言えない。確かに「十八項目」のうちの多くのものが議会で承認された。しかし、議会の承認を獲得できなかったものもある。その上、議会で承認されたと見られるであろう「項目」の多くが内容の縮小その他によって効果を大幅に削がれるものとされ、或いはその上に時機を逸する程おくれで立法化されたのである。彼の立法計画を更に詳しく示すとともに、彼の対策がいよいよ後手にまわり、不況の進展をくいとめるのに効果をあげ得なかつた理由を考察したい。

- (1) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 96.
- (2) Harris Gaylord Warren, *Herbert Hoover and the Great Depression*, p. 141. なお、小麦の卸売価格はブッシュェル当たり一九二〇年には二・四六ドル、一九二五年には一・六七ドル、一九二八年には一・三二ドルであった。U. S. Bureau of the Census, *Historical Statistics of the United States*, p. 123.
- (3) Herbert Hoover, *op. cit.*, Vol. III, p. 96. しかし、「鋼鉄生産は生産能力の二九%から三〇%に増加し、貨物輸送はフーヴァー大統領の不況対策」

フーヴァー大統領の不況対策

- 衆の難を善加した」に於て「西動車生産は一年程の半減を以て認められた」と云ふこと (Harris Gaylord Warren, op. cit., p. 141) に於ては同様の見解が述べられてゐる。
- ④ Federal Reserve Bulletin, Vol. 23, No. 9 (September, 1937), pp. 907, 909; U. S. Bureau of the Census, op. cit., p. 631; and Marcus Nadler and Jules Irwin Bogen, The Banking Crisis, p. 24.
- ⑤ Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, p. 96.
- ⑥ Marcus Nadler and Jules Irwin Bogen, The Banking Crisis, p. 102.
- ⑦ Herbert Hoover, op. cit., Vol. III, p. 97.
- ⑧ Herbert Hoover, The State Papers and Other Public Writings, Vol. II, pp. 31ff.; William Starr Myers and Walter H. Newton, The Hoover Administration, pp. 142—43.
- ⑨ Herbert Hoover, The Memoirs, Vol. III, pp. 97—100.
- ⑩ Herbert Hoover, The Memoirs, Vol. III, p. 123; William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., p. 166.
- ⑪ William Starr Myers and Walter H. Newton, op. cit., p. 154.
- ⑫ 「國家的な救済を以て改革の計画のためいかなる状況な程 案をホロー・マンから出て来なかつた」——Karl Schritgiesser, Business and the American Government (Washington, D. C.: Robert B. Luce, Inc., 1964), p. 61——より引く。余のこの語句は譯して置かぬ。

不況がフーヴァーの言う「不況の第四の局面」に入った時、十二月七日に第七十二議会(議会の第七十二会期)

が開かれたが、それは、前年十一月に行なわれた選挙の結果、⁽¹⁾事実上民主党が支配するところのものであった。即ち、新しい上院は四八名の共和党員、四七名の民主党員および一名の農民・労働党(Farmer-Labor Party)員で構成されることになり、共和党が第一党を占め、議長(副大統領・共和党員)を加えれば辛うじて上院を支配できるように見えたが、「ボラー、ノリス、カティング、およびその他の左派の連中がわれわれに反対していた」ので、「本当の共和党員」は四〇名を越えていなかった。下院は二二〇名の民主党員(フーヴァーは二一九名と述べているが)、二二四名の共和党員および一名の農民・労働党員で構成され、二二四名の共和党員のうち少なくとも二二名が「革新派」(“Progressives”革新主義的共和党員)であり、殆ど常に反対派を授けるものであった。⁽²⁾そして、ジョン・N・ガーナー(テクサス州選出)が下院議長に選ばれ、ヘンリ・T・レイニ(イリノイ州選出)が民主党の内総務に選ばれた。ガーナーは、後にローズヴェルトの下で八年間副大統領を勤めることになる人物であり、フーヴァーによればプラグマティストであり、烈しい党派心の持ち主で、後年フーヴァーを高く評価し「彼が一九二一年か一九三七年に大統領になったら、彼は偉大な大統領の中に入っていたかも知れない。今では私は、ハーバート・フーヴァーは世界的問題に関してアメリカで最も賢明な政治家であると思っっている。国内問題に就いても、そうかも知れない」と告白したが、当時は秘術を尽してフーヴァーと戦おうとしており、「公共の福祉に就いての彼の主な計画は共和党を追出すこと」であった。⁽³⁾レイニは、ウィリアム・ジェニングズ・ブライアンの心酔者で、急進的な農民主義的民主主義者であるとともに、ウィルソン施政下のニュー・フリーダム立法の熱烈な賛美者であり、マスル・シヨウルズの国有化、マックネーリ―ホーゲン法案方式による農産物価格の支持、ソヴィエト連邦の承認の熱心な支持者であり、フーヴァーが扇動家と評してひどく嫌っていた人物であった。⁽⁴⁾

フーヴァー大統領の不況対策 (六)

十二月五日に、ガーナーは、「下院に多数を占める民主党の義務に就いての私の考えは、われわれがわが国の繁栄への復帰を最もよく推進させると信じる方策を提供し、われわれの国民の安楽、安全および満足を増進することである」と述べていたが、十二月七日に、フーヴァーは、民主党が一年前の選挙の際に彼等の指導者たちによって声明されていたところに従って、この会期に本当に復興計画を提案するつもりでいるのかどうか知るために、新議会の民主党のリーダーたちと徹底的に討論するよう上院と下院のリーダー、ワトソン上院議員とスネル下院議員に要求した。両議員は討論の結果を報告し、民主党はなにも計画を持っていない、責任は大統領にあり、彼等は大統領が提出する提案を綿密に審査すると述べていると報告した。両議員は、更に、民主党は、そうすることが党の評判を傷つけないと思われる限り、政治目的のために、議会の支配を通じて持つことになった破壊力を使用するだろう、民主党は復興がおくることが国民にいかなる犠牲を与えるかということに意を介せず、次の選挙にフーヴァーを負かす決心をしていることは明白であると付け加えた。⁽⁵⁾ 民主党側が不況に対処する具体的方策を提案しなかったことは事実である。しかし、民主党側に言わせれば、民主党は非政略的な態度で大統領に協力したし、ガーナーも、レイニも、彼等のあとに従う多くの民主党員も党派心を踏み越えて、協力しようとしたと主張している。⁽⁶⁾ 民主党はフーヴァーの政策によって景気が回復するのではないか、フーヴァーの提案に反対すれば、それがうまく行かなかった場合でも、妨害者と呼ばれるわなにかかるのではないかと恐れていたと思われる。⁽⁷⁾ フーヴァーの計画に反対し、或いは代案を提出して妨害者と呼ばれることになるか、フーヴァー政権を支持して仔羊と呼ばれることになるか、民主党は選択をせまられていたのである。民主党はまだ代案を提出することができなかったし、妨害者と呼ばれることになることを避けようとした。しかし、来るべき選挙でフー

ヴァーを、共和党を破らねばならず、行政府の仔羊と呼ばれてはならなかった。⁽⁸⁾ フーヴァーは民主党の協力を懇請し、民主党は国民を不況から救うために大統領に協力したと誇らしげに主張していても、民主党の協力はフーヴァーが提案した計画の大綱あるいは主要部分に対する「最も控え目の協力」であったと言わなければならぬ。彼の努力とねばり強さによって、とにかく多くの法律が獲得された。しかし、それらは、彼を満足させるものではなかった。即刻、完全に立法化され実施されてこそ効果が期待できた彼の不況と戦う計画は、焼石に対する水に過ぎなかった、或いは逆効果をもたらしたと評されるものになったのである。そして、それが民主党に大きな機会を与えることになったと認めないわけにはいかない。と同時に、一九三二年が大統領選挙の年でなかったとしたら、民主党はもっと惜しめない協力を与え、フーヴァーの計画は効果あるよう実現され、不況の進展は阻止されたとさえ考えられる。

それはともかく、フーヴァーは十二月八日に年次教書を提出した。それは、彼が議会に提出した最も重要な経済教書ということができる。彼は、その中で、「経済不況は世界のあらゆるところで……深くなってしまう。

……多くの国において、政治上の不安、過度の軍備、政府の経費および租税が、革命を、予算の不均衡と通貨の崩壊と金融恐慌を、世界市場への商品の投売りを、商品の消費の減少を生ぜしめた……多くの国で激しい金融恐慌あるいは銀行業に対する強制的な制限措置が起った。これらの騒ぎは世界大戦の結果生じた混乱に多くの原因を持っている。それらの一つ一つがわれわれに影響を与えた……」と述べ、相変らず不況の原因の多くは国外にあったと主張し、そのために世界の経済的安定の回復のため諸外国の国民と協力したと力説したが、国内で進展しつつある不況に対処するため次の経済計画を提示し、そのための立法を勧告したが（次の番号はフーヴァーに

よつて付けられたものでなく、便宜的に付けたものである。」「復興へのわれわれの第一歩は信頼 (confidence) を回復し、かくしてわれわれの経済生活の基礎である信用の流れを回復させることである。われわれはわれわれの信用機構の土台に鋼鉄の梁を入れなければならない。われわれの政府の全力を現下の局面に対してのみならず、ショックと繰り返し暴露された欠陥に安全措置を講じるために用いるのがわれわれの義務である」と述べているように、応急的な対策以上のものを含んでいたのと同時に、政府財政の安定と信用機構の補強・改善がその重点になっている。⁽⁹⁾

(1) 信頼(の回復)と経済復興のため第一に必要な要件として、合衆国政府の財政の安定。それに就いて、われわれは前節(第一節)で彼の「十八項目の立法計画」の(1)に見たところである。彼は、この教書の中で「来年七月に始まる会計年度の予算は、現行法の下での租税収入の若干の増加を考慮に入れ、経費の思いきった減少を考慮に入れても、なお一四億一七〇〇万ドルの赤字」になると述べ、政府の経費の徹底的な減少と暫定的な増税のほか、借入れによる赤字補填を提案している。

(2) 財務省(連邦政府)の出資による連邦土地銀行の増資。前節に掲げた彼の「計画」の(9)で示されていることであるが、「彼等(連邦土地銀行)が農業に対する彼等のサーヴィスを続けること、および彼等が農民に思いやりをもって現在の事態に対処するように、銀行(連邦土地銀行)は彼等の債券の市価を安定させ、かくして農民のために低利で資金を獲得することが緊急に必要である」と述べているにとどまり、これに関する具体的な数字は、この教書の中では示していない。

(3) 閉鎖された銀行の預金が或る部分でも速かに預金者の手に入るようにすること。閉鎖された銀行の預金の

一部でも、それを保証しているような資産が銀行に残っている場合は、速かに預金者に戻される方法が考えられるべきであり、それによって多数の家族の困窮を軽減し、物価を安定させ、多くの会社に運転資金の凍結を解く効果を与える結果が速かに現われる立法を彼は勧告した。そのような処置は前号で述べたように十月から訴え続けて来たことであるが、全国信用会社 (National Credit Corporation) が彼の提案に従って銀行家たちによって設置されても満足すべき効果が見られなかったため、この問題に就いて別に法的措置を勧告したと見るべきである。

(4) 住宅ローン割引銀行制度の設置。彼は、連邦準備銀行制度、連邦土地銀行制度と並ぶ制度として、住宅ローン割引銀行制度の設置を勧告した。前号で述べたように彼が十月に発表した抵当証券割引銀行制度の構想を縮小したものであり、前節に掲げた彼の「計画」の(1)に示されている。このプランは、州知事と関係グループによって指名された人々による最近の「住宅所有および住宅供給に関する全国会議」の温かい支持を得ている、と彼は付け加えている。

(5) 復興金融公社の設置。彼は、「国民が絶対に安心し、そして政府が国民の必要に応じることができるよう」以前の戦時金融公社 (War Finance Corporation) の性格の緊急復興会社 (an emergency reconstruction corporation) が設置される」よう勧告した。彼は、「このような道具を非常に大規模に用いる必要はないかも知れない。そのような防禦物があるということが信頼を強化するだろう。……それは二年間の終わりに清算されるべきである」と述べている。彼は二年以内に景気を回復させるつもりであったのだろう。このような会社の資本金と債券発行による借入金、その資金の使用目的などに就いての彼のプランは、前節に掲げた彼の「計画」の(2)の中で示

フーヴァー大統領の不況対策(八)

されている。ただし、その中の(a)にある農業信用銀行制度の設置や、この復興金融公社によるそれに対する融資の要請は、まだその教書の中に含まれていない。なお、この教書の中で、彼は「その役目は全国信用会社のそれと重複しないだろう」と付け加えたが、この言葉の中に、政府出資の機関が民間団体と競争的立場にたち、その活動を庄迫することを極力避けさせようとしていた彼の意志を見ることが出来る。

(6) 連邦準備銀行の再割引適格手形の範囲の拡張。前節に掲げた彼の「計画」の(3)に示されている。彼は、その勧告を行なうという声明を十月六日に行なったが、その声明は議会の歳出委員会の委員を含む両院の代表の会合によって支持され、財務省の役人たちによっても承認され、連邦準備銀行の大多数の総裁ガッブナーも承認してくれたと述べた。

(7) 銀行法の改正。前節に掲げた彼の「計画」の(8)に示したが、そこで見た言葉のほか、「議会は、異なった種類の銀行業務の分離の必要、適当な制限の下での支店銀行業 (branch banking = 銀行の支店経営) を拡張すること、および連邦準備制度の加盟銀行を増加させる方法を研究すべきである」と付け加えられている。これは、後に示すようにアメリカの銀行制度の欠陥によく着目した発言として重視されるべきものであり、彼は、これらのことを一そう具体的に示しながら、それらを主な特色とした銀行業改革の立法を求めて、後に、直接、上院の銀行業・通貨委員会の共和党委員に働きかけたことはさきに触れたところである。

(8) 州際電力事業の規制。前節に掲げた彼の「計画」の(4)に示されている。

(9) 連邦政府の諸機関の改組と統合。前節に掲げた彼の「計画」の(8)に示されている。

(10) 公共土木事業局 (Public Works Administration) の設置。現在いろいろな省によって行なわれている政府

のすべての建築および建設事業（陸軍省と海軍省によるものを除く）が、公共土木事業局長官によって指揮される公共土木事業局という大統領の下での独立した官庁に統合されるよう勧告する、と彼は述べている。前項に掲げたものと同様に政府の経費の節約と能率の向上を図ろうとしたものであるが、特に多くの省で行なわれている公共土木事業を調整し、政府による土木事業の促進を図るため独立の機関を設けようとしたのである。

(11) 移民法の改正。これによって、国内における失業者の増加を押えるため行政的措置によって行なわれていた移民制限の強化に法的基礎を与えようとしたのである。

フーヴァーは、この教書の中で、州際商業委員会 (Interstate Commerce Commission) が勧告しているように鉄道の再建あるいは再編成が行なわれるよう訴えている。前節に掲げた彼の「計画」の(13)に当るものであるが、彼は、鉄道は輸送のバックボーンであるばかりでなく、それは大きな雇用力と他の産業の生産物に対する大きな購買力を持つものであることに注意を促すとともに、それに対する保険会社、貯蓄銀行、信託会社その他の機関および一般の人々による投資とりわけ金融機関を通じて行なわれている広い意味での一般家庭による「間接的な」投資の重要性を指摘し、鉄道経営と鉄道会社の金融状態の安定が経済復興にとって第一に重要なことであると述べ、州際商業委員会が勧告しているように鉄道の再建やそのための鉄道会社の合併が進められるよう、更に公共の利益のための運賃の規制およびその規制方法の改正が行なわれるよう、議会の考慮を求めている。

彼はトラスト禁止諸法に就いて言及したが、一年前の主張を繰り返してその撤廃に反対して、前号で述べた九月十七日に発表されたスウォープ・プラン (Swope Plan) や「トラスト禁止法の撤廃こそ唯一の救済策である」という実業界に高まりつつあった声に反対の意志を示し——しかし、十二月十九日には、スウォープ・プランを

フーヴァー大統領の不況対策(六)

詳しくしたようなプランが合衆国商業会議所によって会員の賛成を得たものとして発表されることも前号で述べたところである——、更に郵便貯金に就いて述べ、それはこの一年間に約二億ドルから約五億五〇〇〇万ドルに増加していることを指摘し、このことは「預金と投資に関する重要な実的な問題」を提起していると注意を促し、失業問題に就いては、失業救済に役立っている公共土木事業や商船・艦艇等の建造のための支出に触れているが、そこでは、民間企業における失業を増加させる恐れがあるような増税を必要とする政府支出の増加すなわち連邦政府による雇用の拡大を通じてではなく、「現在進められている(民間の)自発的な処置、信用クレジットの雪どけ、外国における「経済的」安定の樹立、住宅ローン割引銀行、緊急金融会社(復興金融会社)、鉄道業の再建(復興)やその他の面を通じて」雇用と農業が一そう効果的に且つ迅速に活気づけられることを期待している。フーヴァーこそ、不況時における失業救済とビジネスの安定のため政府の公共事業計画と民間の建設工事計画の拡張を提唱し、そのための努力を行なった最初の人であったことは前に注目した通りであるが、前節に掲げた彼の計画の(2)にも見られるように、彼は失業者やその他の生活困窮者の救済のために政府の大規模な支出を欲しなかった。それは、彼が均衡予算主義者であったばかりでなく、本質的に「失業救済は連邦(政府)の責任ではない」という立場を固執するものであり、困窮者の救済は隣人たちと地域社会と州政府の責任であるという意見の持ち主であったからである。

翌十二月九日にフーヴァーは翌年七月一日に始まる一九三三会計年度のための予算教書を提出し、その中で、現行法の下で政府を運営するのに絶対必要な最少限度の支出しか要求しないと述べ、支出を本年度(一九三三会計年度)より三億六五〇〇万ドル減少することを提案するとともに、それでもなお生じる歳入の不足——現行法の

下では一四億一七〇〇万ドル——を補うため、歳入法を改正して租税収入を約一三億ドル（一九三二會計年度における三・九億ドルを含む）増加させるよう勧告した。⁴²しかし、彼はこの予算教書の中で具体的な増税案を示さず、一定期間に限った増税で、一九二四年の歳入法による課税の一般原則に基づいたものであるよう勧告しながら、それらの線に沿って特に来年七月から二年間という期間を限って実施されるような増税案を財務長官と考えており、適当な時期に勧告を行なうと述べている。⁴³

しかし、彼が考えていた増税計画は決してそのようなものではなかった。彼が右のように述べた時、彼はメロン財務長官の強い圧力を受けていたと思われる。幸いメロンはもっと楽な仕事を望んでおり、翌年二月の初め財務長官を辞任して駐英大使になり、彼より遙かに有能で、公職者としてふさわしい精神の持ち主であり、フーヴァーが非常に信頼していた財務次官オグデン・L・ミルズが財務長官に任命された。⁴⁴フーヴァーはミルズと増税問題に就いて協議をかさねたが、彼がミルズに示した彼のプランは注目すべきものである。それによれば、彼は高所得者に対する所得税を最高四五％にまで（当時は最高二三％）、相続・贈与などによる高額の財産の取得者に対する財産税を最高四五％にまで（当時は最高二三％）、法人税をほぼ一五％に引き上げようとしたのである。⁴⁵のほか、娯楽税、自動車税、運送税などの新設も考えていた。彼は「適度な財産税は、あらゆる租税のうちで経済的、社会的見地から見て最も望ましい——必要でさえある——ものの一つである」と述べ、アメリカ人は早くから経済力の相続の弊害に気付いており、独立の当初に長子相続権を廃止したのもそのためであるが、今でも多額の財産すなわち大きな経済力は、しばしば、それを公共の利益のため或いは社会奉仕のために用いる意志を欠く人たちの手中に入っていると指摘し、そのような危険な或いは無駄な経済力は分散させるべきであると主張し、

フーヴァー大統領の不況対策 (六)

単に増税の対象としてばかりでなく、否寧ろ経済力の分散あるいは財産所得の分散の手段として累進率の高い財産税を考えたのである。⁶⁰⁾ 高額所得者に対する所得税の税率の大幅な引上げも、高額な財産の相続人に対する高率課税と同様、不況時においても経済的悪影響を及ぼすことは少なく、かつ「財産所有の分散」に役立ち、社会や国家にとって有益なものと彼は考えていたのである。そして、地代や利子その他の不労所得に対しては特に相続財産に対するような重税が課せられるべきであった。ただ、所得税は政府の財政上の必要が少なければ前者ほど重くない方がよい——余り高ければ、前者と異なり、企業心や独創力、進取的精神を破壊する恐れがある——と考えていたようである。「財産所有の分散」の経済的、社会的、国家的意義を認め、そのための手段として「租税」を用いるという考えは、⁶¹⁾ 彼が商務長官に就任する以前から彼が持っていたものである。⁶²⁾

- (1) 一九三〇年の中間選挙の結果に就いては本稿(三)(本誌第三十八号)一一五ページに述べておいた。
- (2) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 101.
- (3) *Ibid.*, pp. 101—102.
- (4) Jordan A. Schwarz, *The Interregnum of Despair*, p. 66.
- (5) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 146—47.
- (6) Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, pp. 100—02.
- (7) George H. Mayer, *The Republican Party: 1854—1966*, Second Edition (New York: Oxford University Press, 1967), p. 420.
- (8) Jordan A. Schwarz, *op. cit.*, p. 103.
- (9) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, pp. 41—57; William Starr Myers

and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 147—51.

(10) 本稿(本誌第三十六号)の中(五八—五九ページ)で、特にこの事実に注意を喚起しておいた。

(11) James A. Maxwell, *The Fiscal Impact of Federalism in the United States*, originally published by Harvard University Press in 1946 (New York: Russell & Russell, 1970), p. 138.

(12) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, pp. 57 ff.

(13) *Ibid.*, pp. 59—60.

(14) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. II, pp. 218—19.

(15) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 135 and pp. 135—37 note.

(16) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 152. なお、その日は、フーヴァーは、十二月九日に「予算教書を提出して、それらの中で、所得税と財産税 (the income and estate taxes) を最高五〇パーセント、オーストラリアに要求したものに述べられていゝが、予算教書の中にどのような具体的な増税案は示されていない。

(17) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 136 note.

(18) Ray Lyman Wilbur and Arthur Mastick Hyde, *The Hoover Policies*, pp. 93—98.

三

十二月十日に、彼は、モラトリウム協定の正式承認(第一節に掲げた彼の「計画」の(15))、世界大戦戦債委員会の再設置(同じく(16))、国民の租税負担軽減のためと軍備拡充競争の防止に貢献するための軍備縮小などを勧告する対外的な問題に関する教書を議会に提出した。(1)

フーヴァー大統領の不況対策 (6)

フーヴァー大統領の不況対策(八)

翌十一日に、彼は、十二項目の復興のための「超党派の計画」と称したものを新聞を通じて声明し、国民の協力を訴えた。⁽²⁾

その第一に掲げられた大統領の失業救済機関 (President's Unemployment Relief Organization. 前年十月に設置。本誌第三十七号を見られよ) と民間の奉仕団体および地方当局の協力による失業者の困窮の救済、第二は雇主が被用者の一部を解雇する代わりに多数のものにパート・タイムの仕事を与えること、第三は連邦土地銀行制度の強化、第四は住宅ローン割引銀行制度の創設、第五は閉鎖された銀行の預金者に対する銀行の資産の早期分配の保証、第六は連邦準備銀行の割引適格手形の範囲の拡大、第七は復興金融公社の創設、第八は州際商業委員会が認めるような方法およびその他の措置による鉄道会社に対する援助、第九は預金者をより良く保護するための銀行法の改正、第十は全国信用会社を通じての銀行の保護と援助、第十一は徹底的な節約と景気回復まで連邦の支出の増加に対する断固たる反対と一時的な増税(支払い能力に比例するよう賦課され、かつ景気回復を妨げることがないような方法での増税)による健全財政の維持、第十二は個人が率先して物事を行ない、個人と共同社会がそれぞれ責任を果たすというアメリカの流儀を存続させることであった。これらは、一九三一年末に彼が不況を克服するために必要なべき最も重要なことと考えていたことを知るのに役立つだろう。これらの一つ一つにあらためて説明を加える必要はあるまい。しかし、彼がこれら十二項目を示した後、それに続いて述べた次の言葉は十分注目値する。

「この計画の幅広い目的は「新たに」人為的につくられる仕事ジョブを創造するのではなくて古い仕事ジョブを回復させること、失業中のものだけでなく事務を執って働いているものも助けること、農民の生産物に対する彼等の購買力を

回復させること——實際、清算と収縮の進行を方向転換させ、あらゆる面でこの国を前進させることである。」^③

彼が古い仕事を回復させようと努め、多くの人々の購買力を回復させ、それを通じて景気を好転させようとしたことに特に注目したい。彼は、ここで、農産物に対する購買力に就いてだけ述べているが、それが農民の困窮の救済すなわち農業不況の克服に役立つばかりでなく、かくして回復させられる農民の購買力は他の人々のそれとあわせて工業における景気の好転に役立つということを言外にほめかしていると言っているといひたい。とすれば、大衆の購買力の回復をはかることによって、下から、景気を回復させようとしたことを、われわれはニュー・ディールの重要な特色の一つと見ているが、それは既にフーヴァーの計画の中に入っていたと見るべきではなからうか。ただし、彼は古い仕事を回復させようと努めたが、新しい仕事を創り出す努力を（行なわなかつたとは言えないが）怠った。そのための積極的な大きな努力なくしては、大衆の購買力の効果のある回復は不可能と考えられるべきであった。しかし、それは政府支出の大きな増加を必要とすることであり、彼が望んでいた健全財政の維持を不可能にするものであった。さきに触れたように、民主党のワグナー上院議員は十二月十四日に公共土木事業のために二〇億ドルの追加支出を要求していた。この頃、ニューヨーク州知事、フランクリン・D・ローズヴェルトはこれらに就いてどう考えていただろうか。

ローズヴェルトは、民主党の大統領候補の指名を獲得する運動を本格的に開始した後においても、まだ、公共土木事業のための支出によって予算の均衡を失わせることに反対しており、一九三二年四月七日にニューヨークオールバニでラジオを通じて行なった演説（いわゆる「忘れられた人」演説「The "Forgotten Man" Speech. なお「忘れられた人」とは経済的ピラミッドの底辺にいる人たちのことである）の中で、失業救済土木事業のための政府の超

フーヴァー大統領の不況対策 (6)

過支出を「経済的魔術の「与える」錯覚」(“Illusion of economic magic”)と呼んで、次のように述べている。

「連邦政府および州と地方の政府による公共資金の巨額の支出が失業問題を完全に解決するだろう、と人々は言っています。しかし、たとえわれわれがなん十億ドル〔の資金〕を調達し、これらのかねを使うための有益な公共土木事業をはっきりと見付け出すことができたとしても、その全額を用いても失業中の七〇〇万か一〇〇〇万の人たちに職を与えはしないということは明白であります。率直に言わせてもらえば、それは一時しのぎのものでしかないでしょう。本当の経済的治療は外見的な症候の治療より寧ろ組織〔「制度」〕の中の細菌バクテリアを殺すところまで及ばなければなりません。」⁽⁴⁾

同じ演説の中で、ローズヴェルトは、非常事態に対処するプランの本質的要素として、人口のほぼ半分を占める農民の購買力の回復、農民、住宅所有者および小銀行や小企業に対する融資その他による救済、外国人に多くのアメリカ品を買い、支払いができるようにするためにアメリカで彼等の商品をもっと多く売ることを許すようにする、財貨の相互交換ということを基礎とした関税改正の三つを示している。⁽⁵⁾

ローズヴェルトがそこで第一に取りあげたのは、「農民の購買力の回復」であった。フーヴァーは、先に注目したように、不況の進行を逆転させ景気を回復させるため失業者や働いている人たちの「農民の生産物に対する購買力の回復」の方法を示した。それは、既に示した景気回復のための彼のプランの中に含まれていた農民救済策——失業救済策と比較にならないほど重点を置いた、多くの面からの農民救済策とあわせて、人口のほぼ半分を占める「農民の購買力の回復」をもたらすはずであった。言葉の重点の置き方は違っても、二人は同じことを考えていたように思われる。(なお、フーヴァーはさきに見たように「鉄道業の大きな購買力」の回復にも意を用いて

いる。)景氣を上からでなくて下から、特に経済的ピラミッドの底辺の「忘れられた人」たちの購買力で浮揚させようとしたローズヴェルトの考え——トマス・H・グリア教授(ミシガン州立大学)が「ローズヴェルトの景氣回復の『購買力』説」(“purchasing power” theory of recovery)と呼んだものは、彼が一九三二年四月七日に行なった先に示した「忘れられた人」演説の中で初めて述べられているのである。(私的な会話の中で既に述べられていたかどうか不明であるが、少なくとも公式には初めて、と言うことができる。彼の書簡集を見ても、それ以前にこれに触れた言葉は見出だせない。)フーヴァーの「景氣回復の『購買力』説」——そう呼ぶことができるのであれば——の公式発表は、それに先立つこと四カ月であった。ローズヴェルトは、勿論そう思わせるようなことはおくびにも出さなかったし、その演説を見れば、彼は農民の購買力の喪失を不況の重要な原因と見て、失われたものの回復が景氣の回復をもたらすと考えたことがわかるが、フーヴァーの声明から教えられるところもあつたのではないだろうか。

なお、ローズヴェルトは彼のプランの本質的要素の第二のものに就いて述べた時、特に復興金融公社とその大銀行・大企業に対する援助を指摘しながら、フーヴァーを攻撃している。フーヴァーの復興金融公社設置の目的は既に述べた通りであり、彼の農民、住宅所有者および弱小銀行・弱体企業に対する援助の計画も既に示した通りであり、それらに関する彼の計画や意図がかなり不完全な形でしか実現せず或いは無視されて、よく効果を挙げ得なくなった事情は後に述べるが、それによって、ローズヴェルトの攻撃はだれに向けられるべきであつたかということが明らかにされるだろう。

第三の関税改正に就いては、フーヴァーは関税法の改正に反対していたが、関税が不況期において外国品の競争が加わることを阻止する効果の方を重視していたし、不合理なものに就いては関税委員会が検討し、現行法が

フーヴァー大統領の不況対策(内)

認めている範囲での修正が同委員会によって行なわれて来ていると考えており、その当時、関税法の改正の論議が再発すれば引下げより寧ろ引上げの方向に引きずられたのではなかっただろうか。ホーリリスムート関税法が多くの国の関税引上げの先鞭を着けた或いはその口実を与えたと言われていても、その改正に關税引下げが諸外国に同様な措置を促すことになるという保証は全くなかったと言えないだろうか。一九三一年十月にフランスのラヴァル首相が合衆国を訪問した際、フーヴァーは「通貨を安定させ、国際貿易に対する障壁の増大を抑え、景気の回復にとってのその他の若干の障害を除去するプランをつくるための世界経済会議を適当な時期に召集する」ことを提案していたが、彼はまだその機が熟さないと思っていた。彼と、彼が翌年(一九三二年)五月ステイムスン國務長官を通じて行なった彼の提案に応じたイギリスのマクドナルド首相の努力によってようやく「アメリカの選挙の後に」ロンドンで開かれることになった世界経済会議に、次期大統領としての、大統領としてのローズヴェルトはどんな態度をとったか。選挙戦中の両者の間の激しい関税論争や世界経済会議に就いては後に述べなければならない。

フーヴァーの計画とローズヴェルトのそれとの比較、ローズヴェルトによるフーヴァーに対する非難や攻撃およびその当否に就いては別に詳しく論じることにし、フーヴァーの計画に戻ることにしよう。

十二月十八日に、民主党が支配した下院歳入委員会は、フーヴァーの提案通り、一年間の政府間債務の「モラトリアム」を承認したが、諸外国の対米債務がどんな形であれ帳消しにされたり減額されたりすることには絶対に反対すると宣言し、彼が提案していたような不況中一時的に戦債支払いをその支払い能力に適應するものにすることを目的とした先に示した世界大戦戦債委員会を設置する法案を握りつぶしてしまった。彼は、その後

も、戦債支払いの負担を不況中そのように軽減させる措置が講じられるよう努力を続け、踏み倒されることを防止しようとしたが、彼のプランは受入れられず、結局、周知のように対米戦債の残りは事実上踏み倒されてしまっているのである。⁴⁰

フーヴァーは事態の急迫を訴えて、彼の計画を緊急に立法化するため、議会はクリスマス休暇を短縮するよう議会の指導者たちに強く要求していたが、十二月二十二日に、議会は、ほぼ二週間休会することにしてしまった。議会の指導者たちが彼に示していたその理由は、「一月四日になるまでは定足数を確保することができないと信じる」からということであった。⁴¹ 経済的に重大な事態を迎えつつあった時、⁴² 大統領は議員たちのサポーターに直面しなければならなかったのである。

十二月中に議会で承認を与えられた彼の「計画」は僅かに外国政府の債務支払いの一年間の「モラトリアム」の正式承認だけであった。彼は十二月二十三日にそれに関する法律に署名したが、それは、支払い延期を認めた金額は四%の利息をつけて約十年にわたって返済されることを要求していた。⁴³ 【以下次号】

- (1) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, pp. 72ff.; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 152—53.
- (2) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, pp. 82—85; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 153—54.
- (3) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, p. 84; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 154.

フーヴァー大統領の不況対策 ⑤

ニューナー大統領の不況対策 (欠)

- (4) The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt, compiled and collated by Samuel I. Rosenman, Vol. I, p. 625. なお、一九三三年の大統領選挙戦に際しての民主党の政策綱領(非常)に簡単に明瞭に述べられてゐる)は、公共土木事業の拡張に就つては極く僅かしか触れてゐないばかりでなく、シモン・ガンサーではないが、「余が大笑いしてはゐない」——John Gunther, Roosevelt In Retrospect: A Profile in History (New York: Harper & Brothers, 1950), p. 273——政府の経費を少なへて約二五%節約するは、政府の予算を均衡をせよとの国家の信用を維持することを含んでゐた。National Party Platforms, 1840—1960, compiled by Kirk H. Porter and Donald Bruce Johnson (Urbana: The University of Illinois Press, 1961), p. 331 参照。
- (5) The Public Papers and Addresses of Franklin D. Roosevelt, Vol. I, pp. 625—27.
- (6) Thomas H. Greer, What Roosevelt Thought: The Social and Political Ideas of Franklin D. Roosevelt (East Lansing, Michigan: Michigan State University Press, 1968), p. 49.
- (7) 拙稿「F・D・ローズヴェルト紐育州知事の不況対策」(成城大学大学院経済学研究所創設五周年記念論文集——昭和四十七年三月発行——所収)二三三ページに「景気を消費者の購買力で浮揚させようとした彼の考え——トマス・H・グリア教授がローズヴェルトの景気回復の『購買力』説と呼んだものは……選挙演説のため八月にオハイオ州コラムバスに行った際に初めて語られるのである。」と述べたのは、誤りであつた。全く迂闊にも、そのように原稿に書いてしまい、校正の際にも書き違ひに気付かず、誤りに気付いたのは、その論文集の製本も配本も終わった後であつた。その後、訂正の機会がなく、なにより気にかかつていたことである。この機会に、本文で述べたようにそれは、「一九三三年四月七日にニューヨーク州オールバニでラジオを通じて行なつた演説の中で初めて述べられているのである。」と訂正をせよといふべきだ。

- (8) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, p. 55.
- (9) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 130. なお、彼は「さうぞ」フランシスのラヴァル首相の訪米を一九三二年十一月と書いているが、一九三二年十月の誤りである。
- (10) ここに、ただ、「イギリスは喜んで賛意を示し、会議の仮りの日取りが決められた。一九三二年の夏と秋のあいだ会谈が進められ、大統領選挙の後に開かれることになった会議のためのプランがつくられた。フーヴァーでなくてフランクリン・D・ローズヴェルトが選挙に勝つたという事実以外は、すべて順調に進んだ」——Edward O. Guerrant, *Herbert Hoover/Franklin D. Roosevelt: Comparison and Contrasts*, p. 71.——とだけは付記して置きたう。
- (11) William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, pp. 154—55.
- (12) Herbert Hoover, *The Memoirs*, Vol. III, p. 106; William Starr Myers and Walter H. Newton, *op. cit.*, p. 157.
- (13) それを示す数字は、一九三一年における不況の進展を示す全般的なそれととも、この次号に述べるはずである。
- (14) Herbert Hoover, *The State Papers and Other Public Writings*, Vol. II, p. 96.
- 前号一七ページの五—七行に、「それとは別個に、ジェネラル・エレクトリック社長、ジェラルド・スウォープが……
…(中略)……彼の名を冠したプラン(=Swope plan)を発表し……」と述べたが、「それとは別個に」の次に、「九月十七日に」と入れさせていたきたい。